

# 山梨県公報

第四百九十四号

令和六年

八月八日

木曜日

## 目次

### 告示

- 土地改良区の定款の一部変更の認可(六件)……………三一九
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三一九
- 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除……………三二四
- 建築基準法に基づく道路位置指定の廃止……………三二四
- 令和六年度毒物劇物取扱者試験の実施……………三二四
- 公安委員会
- 技能検定員等審査の実施……………三二五
- 運転免許取得者等検査機関の代表者の氏名の変更の届出(三件)……………三二六
- 指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………三二六
- 運転免許取得者等教育実施者の代表者の氏名の変更の届出……………三二六

## 告示

### 山梨県告示第二百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年七月二十九日南アルプス土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第二百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年七月二十九日帯金土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第二百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年七月二十九日下山土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第二百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年七月二十九日上野原土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年七月二十九日徳島堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第二百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年七月二十九日釜無川右岸土地改良区連合の定款の一部変更を認可した。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第二百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区	自然現象	区域の表示	指定	指定告示
------	---------	------	-------	----	------

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	町	市川三郷	東畑	域の名称
神有の2	臺	直路入1-2	直路入1-1	中落居1-3	中落居1-2	中落居1-1	四尾連1-2	四尾連1-1	居屋敷1-2	宮ノ西1-2	宮ノ西1-1	朽久保1-1	持雀				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		急傾斜地の崩壊		の種類
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	省略)	次の図のとおり(図面)		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		新規		事項

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
南屋敷	寺所	南沢の2	南沢の1	網倉沢1-5	網倉沢1-4	網倉沢1-3	網倉沢1-2	網倉沢1-1	南橋株	細久保1-1	狭間田1-2	狭間田1-1	坂	横道1-1	割石1-2	割石1-1	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	身延町
中山12	中山11	古長谷	下田原12	下田原11	日影	日向14	川平上	切房木13	原の3	根通	仏僧	樋田の1	沢11	八坂	久保17	大村12	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

富士川町	同	同	同	同	同	身延町	同	同	同	同	同	同	同	富士川町	同	同
竹の沢	岩下沢	宮ノ前沢	西沢12	日向沢	根子沢12	折門沢12	日向町12	日向町11	入町	北川の2	北川の1	白子沢11	新梨	向村11	島12	杉の木11
同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	同	町	市川三郷	東畑	土砂災害特別警戒区域の名称	市町村名
居屋敷12	宮ノ西12	宮ノ西11	朽久保11	持窪					
同	同	同	同	同		急傾斜地の崩壊		自然現象の種類	
同	同	同	同	同		次の図のとおり(図面省略)		区域の表示及び衝撃に関する事項	
同	同	同	同	同		新規		指定事項	
								指定告示	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宗林沢	北山沢13	北山沢12	北山沢11	南平沢	舟戸沢	殿原沢			
同	同	同	同	同	同	同			
同	同	同	同	同	同	同			
同	同	同	同	同	同	同			

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
網倉沢13	網倉沢12	網倉沢11	南橋株	狭間田12	坂	横道11	割石12	割石11	神有の2	臺	直路入12	直路入11	中落居13	中落居12	四尾連12	四尾連11
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	身延町	同	同	同	同	同	同
日向14	川平上	切房木13	原の3	根通	仏僧	樋田の1	沢11	八坂	久保17	大村12	南屋敷	寺所	南沢の2	南沢の1	網倉沢15	網倉沢14
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	身延町	同	同	同	同	同	富士川町	同	同	同	同	同	同	同	同
西沢12	日向沢	折門沢12	日向町12	入町	北川の2	北川の1	白子沢11	新梨	島12	杉の木11	中山12	中山11	古長谷	下田原12	下田原11	日影
同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	富士川町	同
宗林沢	北山沢 1-3	北山沢 1-2	北山沢 1-1	舟戸沢	殿原沢	竹の沢	岩下沢
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同

山梨県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	解除事項	指定告示
市川三郷町	天神林	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	一部	平成十九年山梨県告示第八十六号
冠					
同					
同					
同					
身延町					平成二十年山梨県告示

同	同	同	同	同	第百三十九号
湯町 1-2	芝草沢	土石流	全部	同	平成二十一年山梨県告示第五十号
同	同	同	同	同	平成二十二年山梨県告示第七十二号
富士川町	畔沢川	同	同	同	平成二十年山梨県告示第二百二十四号
同	同	同	同	同	平成十九年山梨県告示第八十七号
東沢					
同					
同					
同					

山梨県告示第二百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を次のとおり廃止したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 廃止の年月日 令和六年八月一日
- 二 廃止に係る指定道路の位置 富士吉田市上吉田東三丁目千百八十三番一
- 三 廃止に係る指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 廃止に係る指定道路の延長 二十一・九三メートル

公 告

令和六年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、令和六年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和六年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和六年十二月二十一日（土）午前十時から正午まで

二 試験場所 甲府市高畑二丁目十九番二号 ジットプラザ（受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。）

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験願書の提出先 甲府市に住所を有する者にあつては甲府市保健所に、甲府市以外の県内に住所を有する者にあつては各保健福祉事務所（保健所）に、本人又は代理人が持参すること。県外に住所を有する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生業務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参又は郵送をすること。

七 受験願書の受付期間等 令和六年九月三十日（月）から同年十月十一日（金）までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留とし、同年九月三十日（月）から同年十月四日（金）までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

1 受験願書

2 住民票（本籍の記載があり、かつ、個人番号（マイナンバー）の記載がないもので、発行日から六月以内のものに限る。）

3 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。）

九 受験手数料 一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

十 合格者の発表 令和七年一月二十三日（木）午前十時に山梨県庁東側、甲府市保健所及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生業務課の

ホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

十一 問合せ先 詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五―二二三―一四九一）に問い合わせること。

## 公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和六年八月八日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 令和六年九月十日（火）から同月十三日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間 令和六年八月二十六日（月）から同月三十日（金）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

- (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円
- (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
  - (二) 普通自動車免許 一万千八百五十円
  - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
  - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円
- なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

山梨県公安委員会告示第七十三号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第八号第一項の規定により、株式会社協同社から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年八月八日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

- 一 変更後の代表者の氏名 佐野 浩
- 二 変更年月日 令和五年四月一日

山梨県公安委員会告示第七十四号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第八号第一項の規定により、株式会社湯村自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年八月八日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

- 一 変更後の代表者の氏名 赤岡 茂保
- 二 変更年月日 令和五年六月二十二日

山梨県公安委員会告示第七十五号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第八号第一項の規定により、株式会社岳麓自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年八月八日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

- 一 変更後の代表者の氏名 小林 正幸
- 二 変更年月日 令和六年五月二十七日

山梨県公安委員会告示第七十六号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社岳麓自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年八月八日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

- 一 変更後の代表者の氏名 小林 正幸
- 二 変更年月日 令和六年五月二十七日

山梨県公安委員会告示第七十七号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七号第一項の規定により、株式会社岳麓自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年八月八日



山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

- 一 変更後の代表者の氏名 小林 正幸
- 二 変更年月日 令和六年五月二十七日

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番